

# 日本学生支援機構の奨学金返還促進策について

平成 20 年 6 月 10 日

奨学金の返還促進に関する有識者会議

# 「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」

## 目次

はじめに.....	1
第一章 奨学金貸与事業の現状 .....	2
第二章 貸与時の取扱いに関する改善・見直し .....	6
1. 保証機能の向上のための方策(人的保証と機関保証) .....	6
2. 学校との連携強化のための方策.....	8
3. その他貸与時における方策.....	10
(1) 適格認定の厳格な実施 .....	10
(2) リレー口座加入の徹底.....	11
第三章 返還促進のための具体的方策 .....	13
1. 延滞状況を早期解決するための取組み.....	13
2. 法的措置の徹底 .....	15
3. 民間の債権回収業者への業務委託 .....	17
4. 返還者がより返還しやすい仕組みの導入 .....	19
5. その他返還を促進するための方策.....	21
(1) 個人信用情報機関の活用.....	21
(2) 返還相談体制の抜本的強化 .....	21
(3) 回収のための財源の確保 .....	22
(4) 回収についての目標値設定 .....	22
おわりに.....	24
報告書の概要 .....	25
参考資料 .....	29

## はじめに

日本学生支援機構（以下「機構」という）の奨学金の返還促進に関しては、「『独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について』における指摘事項を踏まえた見直し案」（平成18年12月行政改革推進本部決定）の中で、「貸与した奨学金の回収については、事業の健全性を確保するため、抜本的な強化を図る必要があることから、民間有識者を含めた検討体制の下で、その原因分析を行い、かつ、効果的な回収方策を検討・策定し、その着実な実施を図ることとする」と指摘されている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月閣議決定）において、「延滞債権の回収率向上を図るための抜本的な対策を平成20年度中に策定することとし、所要の措置を講じる」ことが指摘されたところである。

奨学金の返還促進に関する有識者会議は、こうした動向を踏まえ、平成19年10月以降、学校関係者、学識経験者、金融関係者、法曹関係者等の各分野の専門性を生かし、幅広い観点から、機構の奨学金の返還促進策について審議を行ってきた。この間、債権回収業務の民間委託のあり方に関して、日本総合研究所からヒアリングを実施した。これらの審議を踏まえ、このほど報告書を取りまとめたものである。

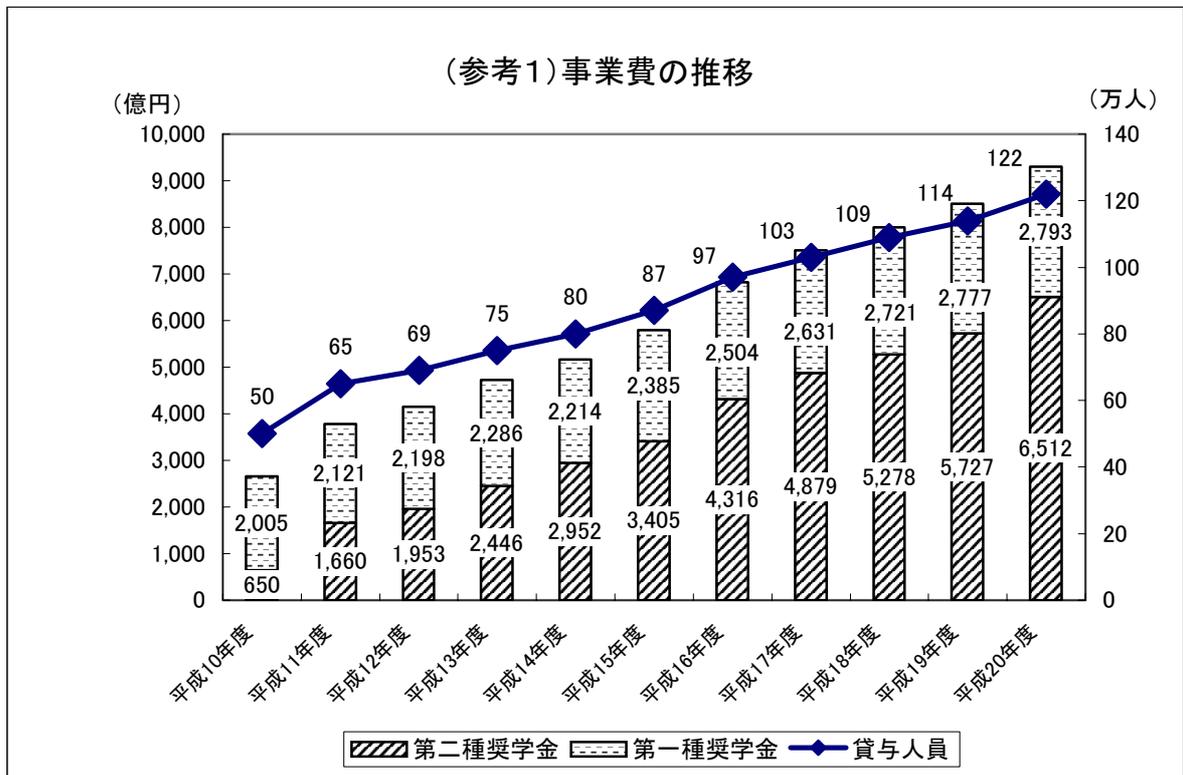
機構の奨学金貸与事業は、優れた学生等で経済的理由により修学が困難な者への奨学金の貸与により、教育の機会均等の確保及び人材育成に資するという教育政策上の観点から、極めて重要な事業である。また、返還金を効果的かつ効率的に回収することは、次の世代の奨学金の原資を確保する点から、必要不可欠である。

本報告書を踏まえ、機構においては、一層効果的かつ効率的な回収方策を推進されることを強く期待したい。また、大学等学校においても、奨学金貸与事業の重要性を改めて強く認識し、適確な貸与、延滞防止のための学生に対する意識の涵養、返還促進策の協力等に一層努めていただくことを期待する。

# 第一章 奨学金貸与事業の現状

## (貸与人員・金額の拡大)

○ 機構の奨学金は、無利息の第一種奨学金と利息付の第二種奨学金から構成され、大学院・大学（学部）・短期大学・高等専門学校及び専修学校（専門課程）に在学する学生、生徒が対象とされている。近年、高等教育機関への進学率の向上、学費の増大等を背景にして、事業規模は拡大の一途をたどっており、平成20年度には、第一種奨学金で2,793億円、第二種奨学金6,512億円、貸与人員（合計）は122万人である。平成10年度事業費に比べると、第一種奨学金で約1.4倍、第二種奨学金で約10.0倍、合計では約3.5倍に及んでいる。



(注) 事業費・貸与人員には、平成17年度入学者から都道府県に移管された高等学校等奨学金分を含む。

○ 一方で、上記の事業規模の拡大に伴い、要回収額も増加しており、平成16年度においては2,297億円であるのに対して、平成19年度には3,175億円<sup>注1</sup>に達した。返還人員についても平成16年度においては173万人であったが、平成19年度には222万人と、200

注1 本文及び参考資料に記載している平成19年度回収状況の数値は、整理中のものであり、6月の平成19年度決算において確定されるものであるため、今後、変更があり得る。

万人を超えている。平成20年度予算においても奨学金貸与の拡充が図られており、回収に関しては額、人員ともさらに拡大することが確実である。

- このような奨学金貸与事業の拡大の中で、機構においては、これまで、返還促進に向けた様々な取組みを行ってきた。回収の状況については、民間金融機関では管理し続けることのない長期延滞債権を機構では旧日本育英会から引き継いでいることなど、民間金融機関とは一概には比較できないが、総回収率（要回収額に係る回収率）は、機構が日本育英会から事業を承継して発足した平成16年度には77.9%であったのに対して、平成19年度には79.2%（要回収額3,175億円に対し、回収額2,515億円、未回収額660億円）と改善した。この平成19年度の回収状況を当該年度分と延滞分で見ると、平成19年度に返還期日が到来した当該年度分に係る回収率は93.7%（回収額は2,432億円）、前年度までに返還期日が到来したが未回収となっている延滞分に係る回収率は、長期延滞債権が存在していることもあって14.2%（回収額は82億円）となっている。また、一般に金融機関で「リスク管理債権」と定義される延滞3月以上の延滞債権について、返還を要する債権額（総貸付残高から在学期間中の奨学金貸与債権額等を除いた債権の貸付元金残高）に占める割合は、平成16年度末では7.9%であるのに対して、平成19年度は7.0%に減少した。
- 延滞年数別では、延滞1年未満の比較的延滞の短い延滞者は、延滞分に加えて、当該年度分についても返還する割合が高いが、延滞年数が長くなるほど、当該年度分を返還する割合は少なくなっている。このことは、長期延滞者ほどその延滞状況が継続してしまう傾向を示している。
- なお、新規返還者の初年度末の回収率は、リレー口座への加入促進に向けた取組み等により、平成16年度の93.4%から平成19年度には94.7%へと改善した。

### (延滞理由の分析から)

- 機構は延滞者に対して延滞理由の調査を行っているが、平成18年9月時点で延滞6月以上の者に調査したところ(有効回答数7,799件)、低所得を理由とする者は45.1%、借入金の返済を理由とする者は25.3%、無職・失業を理由とする者は23.5%であり、これらが上位3つの理由である。このほか、家族の病気療養を理由とする者12.8%、本人の病気療養を理由とする者9.5%、在学・留学を理由とする者3.4%、生活保護受給を理由とする者2.2%、災害を理由とする者0.8%等となっている。

(参考2) 延滞理由(延滞者に対する調査結果)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
低所得	37.0%	36.4%	45.1%
借入金の返済	29.9%	19.5%	25.3%
無職・失業	30.4%	33.4%	23.5%
延滞額の増加	8.2%	17.1%	23.3%
親の債務返済	10.1%	14.8%	19.4%
家族の病気療養	10.1%	12.2%	12.8%
本人の病気療養	13.6%	10.8%	9.5%
在学・留学	2.3%	10.4%	3.4%
生活保護受給	2.0%	1.3%	2.2%
災害	0.5%	0.6%	0.8%
その他	13.5%	8.6%	13.4%

(注1) 各年度の調査対象は次のとおりである。

- ・平成16年度：調査時点(3月)において延滞12~24月で、直近6ヶ月入金がない者(有効回答数733件)
- ・平成17年度：調査時点(12月)において延滞12~24月の者で、直近3ヶ月入金がない者(有効回答数1,816件)
- ・平成18年度：調査時点(9月)において、延滞6月以上の者(有効回答数7,799件)

(注2) 各年度とも、延滞理由は複数回答を可能とした。

- 機構では、災害又は傷病によって返還が困難になったとき、生活保護を受けているとき、失業しているとき、家族が傷病あるいは本人が失業に準ずる理由による生活困窮のとき、また在学・留学しているとき等に、本人からの申請によって、返還が猶予されることとなっている。前記のデータによると、返還猶予の要件に該当しながら、延滞に陥っている者が少なからず存在していることが見受けられる。
- 返還促進を図るに当たっては、延滞者が、真に返還することができない事情にあるため返還できていないのか、返還することができるにもかかわらず返還しないのか、これを十分に踏まえた方策を講じていくことが重要である。
- 前者の場合には、分割返還や返還猶予制度の運用で対応していくことが、将来の確実な返還にとっても有効である。一方、後者の場合には徹底した督促、法的措置など、厳格な対応を講じることが有効であると考えられる。
- なお、延滞者の分析は、今後の新たな回収方策の検討に当たっての基礎資料となるので、引き続き調査内容・方法を検討のうえ実施し、今後の回収方策に反映させる必要がある。

以上の奨学金貸与事業の現状及び延滞者の現状を踏まえ、以下の各項目について、現状及び課題を明らかにし、必要な改善策を示すこととする。

## 第二章 貸与時の取扱いに関する改善・見直し

### 1. 保証機能の向上のための方策（人的保証と機関保証）

#### （現 状）

- 日本学生支援機構の奨学金貸与を受けるに当たっては、連帯保証人及び保証人が必要とされている。連帯保証人は、父母・兄弟姉妹等で、奨学生と連帯して返還の責任を負い、保証人は、おじ・おば等の4親等以内の親族で、奨学生や連帯保証人が返還できない場合に代わって返還の責任を負っている。

連帯保証人については申込み時の確認書提出の段階で、保証人については、貸与終了時の返還誓約書（借用証書）提出の段階で、選任されることとなっている。

- 連帯保証人や保証人の選任が困難な学生でも、一定の保証料を保証機関に支払うことにより、連帯保証人及び保証人を選任せず、奨学金の貸与を受けることができる機関保証制度が、平成16年度から導入された。新規に奨学生となった者の機関保証制度への加入率は、平成19年度実績で35.1%となっている。
- 人的保証（連帯保証人と保証人による保証）と機関保証のいずれを選択するかは、奨学生の自主的な判断による。また、連帯保証人の死亡等の理由がある場合には、保証料の一括納入を条件に、在学中に人的保証から機関保証に変更することも可能となっている。

#### （課 題）

- 現在、貸与終了時に、すなわち全額を貸与し終わる段階で、借用証書である返還誓約書を奨学生に提出させている。しかし、在学期間中から奨学生としての自覚や、卒業後の返還意識をより強く持ってもらうため、採用時から返還誓約書を提出させることは効果的と考えられる。また、法的にも、在学期間中に最短修業年限まで貸与することを前提に、その総額について、諾成的消費貸借<sup>注1</sup>として採用時に返還誓約書を取ることは可能である。

---

注1 諾成的消費貸借とは、金銭等が実際に交付されなくても、当事者の合意のみによって成立すると解されている消費貸借契約をいう。

- 機関保証制度は、連帯保証人や保証人の選任が困難な学生でも自らの意志と責任により奨学金の貸与が受けられることにより、意欲と能力のある学生が経済的に自立し、大学等学校で学ぶことができるようにするという奨学金貸与事業の趣旨に鑑み、極めて重要な意義を有している。また、金融業界では、保証人等の活用から機関保証制度へシフトしている現状にある。これらを踏まえ、これまでの保証制度に係る選択制を維持しつつも、機関保証制度への加入についてより積極的に奨励する必要があると考える。
- 貸与終了時に保証人が立てられないことから、その時点で機関保証への変更を希望する学生が少なくないが、保証料を一括納入（5～25万円程度）する必要があるため、学生からの相談が多いという現状がある。上記のように返還誓約書を採用時に提出させることと併せて、採用時に大学等学校から奨学生に対して、機関保証制度について十分に周知することが重要である。

#### （改善策）

##### （返還誓約書の提出時期を採用時に早期化）

- 貸与終了時に求めていた返還誓約書を採用時に確実に提出させるとともに、これに併せて保証人についても採用時に選任する。ただし、この場合、貸与終了時に奨学生、連帯保証人・保証人の住所に変更がある場合には、必ず届け出るようにさせることが必要である。

##### （機関保証制度についての積極的な周知・奨励）

- 機関保証制度については、その趣旨、目的に鑑み、より積極的に周知・奨励を図る。特に学校側が奨学生に機関保証制度に関する情報を適切に伝えることができるように、大学等学校に協力を求める。この場合、人的保証から機関保証へ変更する場合には、多額の保証料を一括して納付する必要があることを、併せて説明するよう協力を求める。

## 2. 学校との連携強化のための方策

### (現 状)

- 現在、機構は、大学等学校に対し、返還を控えた最終学年の奨学生を対象にした返還説明会を実施するように要請しており、大学のうち約9割で返還説明会が実施されている。延滞率の高い大学等学校へは、機構職員を派遣し、直接指導しており、平成19年度には268校に派遣を行った。
- また、新規返還者全員に対して、機構理事長と学校長の連名で、返還を促す文書を送達するとともに、全ての大学等学校に対して、当該学校の延滞率及び全国平均の延滞率を通知し、文書で延滞防止について依頼している。

### (課 題)

- 機構の奨学金貸与事業は、教育の機会均等及び人材育成に資するという教育政策上の観点から実施されているものであるが、大学等学校は、機構の奨学金の存在によって、経済的理由により修学に困難がある優れた学生を確保できていることも事実である。すなわち、機構の奨学金は大学等学校に対して、質的観点からも、経営的観点からも寄与していると言える。  
また、大学等学校の在学中における奨学生への指導のあり方やその内容が、卒業後の延滞率に影響を与えていると言える。
- しかし、大学等学校には、奨学金の申込みや決定、さらには適格認定など、奨学金の貸与に関しては多くの協力を得ているが、返還に関しては、返還者が大学等学校の在学者ではないため、これまで機構との協力が必ずしも十分とは言い難い状況である。
- 今後、奨学金の返還促進を効果的に進めるためには、大学等学校に返還について一層の協力を求めることが極めて重要である。特に、大学等学校の教員や奨学金の担当者には、奨学金の貸与事務だけでなく、機構が行っている法的措置や回収に関する取組みについて周知することによって、返還についての意識を持ってもらうことが重要である。

## (改善策)

### (返還方策について学校に対し積極的な広報・周知)

- 大学等学校の教員や奨学金担当者に、奨学金の返還・回収について分かりやすい資料を作成し、周知する。例えば、返還を怠ると法的措置を経て最終的には強制執行に至るといった流れについてチャートで表したりする。また、返還促進に向けた学生への働きかけが成果を挙げている大学等学校の事例について、機構において取りまとめ、好事例として周知する。

### (返還猶予に係る在学届提出の徹底)

- 第一章の延滞理由の分析によると、在学中の者で、本来返還猶予の要件に該当しながら延滞に陥っている者がいることから、大学等学校の協力を得て、学生に対して、在学中は在学届の提出により奨学金の返還が猶予されることについて周知徹底を図るとともに、該当者が確実に手続きを行うよう促す。

### (学校別内示数の算定において延滞率の比重を高める)

- 機構では、奨学生の採用に当たり、学校別内示数について、入学実員、採用実績、延滞率(延滞者の割合)、リレー口座加入率に基づいて算定しているが、延滞率の比重については現在10%としている。大学等学校に返還促進に向けた取組みに関するインセンティブを付与する観点から、延滞率に関する比重を高める。

### (延滞率の改善が進まない学校名の公表を検討)

- 大学等学校の指導のあり方が延滞率に影響を与えていることに鑑み、延滞率が高く、かつ、一定の猶予期間においても延滞率の改善が進まない学校名を公表することについても検討する。その際、延滞率の改善をどの程度の期間で評価するか、また、卒業後どの程度の返還者までを評価するかなどの、学校名の公表に係る具体的な方法についても十分に検討する。

(なお、学校別の延滞率については、個人より平成16年10月に情報公開法に基づく開示請求があり、機構においては不開示決定し、情報公開・個人情報保護審査会においても相当とされたが、今回は返還促進を図るといった公益目的に基づいて、その公表について検討が必要としたところである。)

### 3. その他貸与時における方策

#### (1) 適格認定の厳格な実施

##### (現 状)

- 機構の奨学金貸与事業は、優れた学生等で経済的理由により修学が困難な者への支援である。機構においては、このような目的に鑑み、奨学生としての適格性を確保するため、奨学生に毎年度「適格認定奨学金継続願」の提出を求め、奨学生の経済状況や平素の生活・学修状況や学業成績等から奨学生としての適格性を総合的に審査する「適格認定」を実施している。その際、家計状況について、継続願に奨学生の経済状況の確認欄を設け、経済状況が好転している者については、家計を支えている者の所得金額を記入させている。
- 適格認定においては、①継続（奨学金の交付を継続する）、②激励（奨学金の交付を継続するが、学業成績の向上に努力するよう激励し又は指導する）、③警告（奨学金の交付は継続するが、学業成績が回復しない場合は、次回の適格認定時以降に奨学金の交付を停止し、又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導する）、④停止（1年以内で学校長が定める期間、奨学金の交付を停止する）、⑤廃止（奨学生の資格を失わせる）、の5つの区分により、適格性の認定がなされている。平成19年度においては、735,677件中、激励は27,888件（3.8%）、警告は9,259件（1.3%）、停止は9,161件（1.2%）、廃止は8,599件（1.2%）であった。

##### (課 題)

- 適格認定の教育施策としての目的に資する観点から、その一層厳格な実施に努める必要がある。

##### (改善策)

##### (停止、廃止等の措置の厳格な実施)

- 学業成績や経済状況等を踏まえた奨学生への修学上の指導の徹底を大学等学校に依

頼するとともに、停止、廃止等の措置を厳格に実施する。

#### (適格認定時における自己の奨学金情報の確認)

- 奨学生が、適格認定時に、貸与月額、現在の貸与総額、貸与の始期から終期までの貸与総額、月賦返還の割賦金額等について確認し、その都度返還意識を明確に持つことができるようにする。

## (2) リレー口座加入の徹底

### (現 状)

- 機構では、奨学金の返還を金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とす口座振替、すなわちリレー口座を活用した回収を行っている。この制度は、平成7年度から任意加入として開始され、平成10年3月貸与終了者から加入が義務化された。先輩の返還金が後輩奨学生の奨学金としてリレーされることを踏まえて命名されたものである。リレー口座への加入は奨学金の円滑な返還に寄与しており、例えば、リレー口座加入者のうちの延滞者割合は8.0%と、リレー口座未加入者(同40.1%)よりも延滞の割合は大きく下回っている。
- 平成19年度において、リレー口座加入率は、新規返還開始者については96.2%、全体で86.5%となっており、年々増加傾向にある。
- 機構では、返還のためのリレー口座の登録時期を、平成20年3月の貸与終了者から、返還誓約書提出「後」から返還誓約書提出「時」に早期化することにより、リレー口座加入促進を図っている。
- 奨学金の振込口座をリレー口座と位置付けるという提案もあったが、採用決定時に、奨学金の振込口座を返還時のリレー口座とするよう奨学生と金融機関が契約したとしても、金融機関によっては、リレー口座としての活用、すなわち振替が一定期間無い場合には、金融機関と奨学生との間の振替契約が解除されるシステムになっているなどの理由から、現状ではシステム上困難がある。

## (課 題)

- 返還促進を図るため、新規返還者のリレー口座への全員加入をさらに徹底することが不可欠である。また、加入が義務化されていない返還者に対しても、延滞防止のため加入をさらに促進させる必要がある。

## (改善策)

### (リレー口座加入時期を早期化)

- リレー口座加入を一層促進させるため、金融機関と奨学生との間の振替契約の有効期間も勘案しつつ、リレー口座の登録時期をさらに早めて卒業年度の12月末とし、未登録者に対する各大学等学校での指導の機会を確保する。
- なお、リレー口座への加入が義務付けられていなかった現在返還中の者に対しても、リレー口座への加入を引き続き強く要請する。

### 第三章 返還促進のための具体的方策

#### 1. 延滞状況を早期解決するための取組み

##### (現 状)

- 現在、機構では人的保証選択者に対して、口座振替不能1～6回までは毎月督促をし、その後は振替を停止した上で督促を継続し、振替不能1年経過で法的措置（支払督促申立予告）や個別の状況に応じた請求に移行している。具体的には、口座振替不能1～6回までの督促は、機構からの振替不能通知と民間委託による架電を行っている。架電は、本人については振替不能1回目、5回目、6回目に、連帯保証人については振替不能2回目、3回目に、保証人については振替不能4回目に実施している。
- また、機関保証選択者に対して、口座振替不能1～6回目までの督促は、機構からの振替不能通知と民間委託による本人への架電を行っている。その後は振替を停止した上で督促を継続し、分割返還を約束した者等を除き、振替不能1年経過で代位弁済手続きに移行する。
- 返還開始時期については、卒業後4月からすぐに返還させるのは奨学生にとって負担が大きいという配慮、及び、機構の業務体制を考慮して、卒業後6ヶ月経過後（通常卒業年の10月）とされている。

##### (課 題)

- 延滞の解決を図るためには、延滞初期の段階で集中的に督促を行うことが極めて重要であるが、現在の機構における督促の頻度等は、人員、予算等の制約があるのも事実であるが、民間金融機関における督促と比較し、緩いと言わざるを得ない。
- 返還開始時期については、返還開始までの据置期間が長いことは、延滞意識の減退を招き、悪質な延滞が発生する原因となっているのではないかとの指摘もある。また、第二種奨学金については、据置期間中も据置利息が賦課されることから、奨学生にとっては据置期間の短縮は利息額の減額にもつながることになる。

- 延滞状況の解決のための課題の一つとして、返還者の住所把握を徹底するための方策を講じることが重要である。このため、機構では平成20年3月の貸与終了者から住民票の提出を義務付けたところであるが、それ以前の住所不明者の追跡調査を徹底する必要がある。

## (改善策)

### (早期における督促の集中的実施)

- 人的保証選択者については、督促を早期に集中的に行うため、振替不能1回目は本人への通知及び架電を、2回目は本人及び連帯保証人の双方に対して通知又は架電を、3回目は本人、連帯保証人及び保証人の三者に対して通知又は架電を行う。また、架電は効果的に複数回実施する。

機関保証加入者については、連帯保証人及び保証人は不要で、それらの者に対する督促ができないため、本人への架電回数を増やすなど、督促を強化する。また、加入者である返還者の所在が不明となることのないように、本人の連絡先を照会できるようにするための方策を検討する。

### (住所調査の更なる徹底)

- これまで実施してきた延滞者に係る役場照会や連帯保証人等への住所調査を強力に推し進めるとともに、無延滞状況であっても住所が不明な者に対する住所調査を実施するなど、住所不明者に対する追跡調査を徹底する。

### (返還開始時期の早期化)

- 返還開始時期を現在の10月よりも早期化し、例えば夏の賞与の時期を経た7月とすることを検討する。なお、大規模なシステム改修を要するため、機構において検討を進めているシステムの最適化に向けた取組みに含めて実施する。

### (延滞理由の調査を拡大)

- 延滞理由の調査について、今後は、サンプル数の増加により調査規模の拡大を行うとともに有効回答率向上のための工夫を行い、無延滞者との比較を踏まえたより詳細かつ緻密な把握を行う。

## 2. 法的措置の徹底

### (現 状)

- 機構では、従来から必要に応じて法的措置を行ってきたが、回収の強化を図るため、平成19年度より3年間で集中的に法的措置（支払督促申立予告）を実施している。具体的には、平成17年度末における延滞1年以上の者約14万件のうち、1年以内に入金のあった者及び自己破産などの債務整理中の者を除いた約10万件について、法的措置の対象としている。

### (課 題)

- 通常、民間金融機関においては延滞1年に至る前に法的措置に踏み切るのが一般的である。また、機構においては、延滞6月すなわち振替不能6回に至るまでの督促に比べ、6ヶ月以降1年未満の延滞者に対する督促行為が十分ではなく、初期延滞者へのアプローチが必ずしも十分ではなかった。

### (改善策)

#### (法的措置の早期化及び延滞者全員に対する法的措置の原則実施)

- これまで機構では延滞1年以上の者に法的措置を講じてきたが、より確実な回収を図るため、法的措置に移行する時期の早期化を図り、当面は、延滞9月以上の者を対象とする。そのうえで、再三の督促にかかわらず返還を行わない者に対しては、一部入金があった者や分割返還等の約束の取れた者を除き、原則としてすべて法的措置を講ずることとする。

#### (訴訟提起も可能となるよう制度改正)

- 「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」では、法的措置は支払督促申立を経て行うものとされており、直ちに訴訟によることができないが、悪質な債務者、多額の延滞債権額など債務者の状況によっては、支払督促申立を介さず、直ちに訴訟が提起できるようにする。

(延滞者等に対し法的措置について早期に周知)

- 延滞が続く場合には、本人はもとより連帯保証人や保証人にも法的措置が講ぜられることについて、法的措置に移行する前から、本人、連帯保証人・保証人それぞれに強く周知する。

### 3. 民間の債権回収業者への業務委託

#### (現 状)

- 機構では、返還金の回収に関して、口座振替不能1～6回までの延滞者及び請求書方式による返還者で期日までに入金のない延滞者に対する督促通知及び架電を、民間の債権回収業者に委託して実施している。
- また、平成17年度より試行的に民間の債権回収業者に債権回収業務を包括的に委託（平成17年度：556件、平成18年度：7,037件）してきた。

#### (課 題)

- 民間の債権回収業者に債権回収業務を包括的に委託した結果は次の通りであった。  
平成17年度には、延滞1年以上2年未満で入金履歴の無い556件、201,225千円の債権回収業務委託を行い、273件回収し、回収率（金額）は37.1%であった。  
平成18年度については、平成18年11月から平成19年1月までに、延滞1年以上2年未満で入金履歴の無い1,018件、354,736千円の債権回収業務委託を行い、311件回収し、回収率（金額）は10.4%であった。  
これに対して、入金履歴の無い中・長期延滞債権の場合には、回収率（金額）は5%を下回った。
- コンサルタント会社が機構の債権回収業務の民間委託について調査を行い、その中で、民間の債権回収業者数社に奨学金債権回収業務の民間委託についてヒアリングを実施したが、その結果では、民間委託により回収額の増加を図るためには、回収の効果が上がる短期延滞債権を中心に業務委託を行うことが望ましいとされた。

#### (改善策)

##### (回収効果の見込める初期延滞債権について民間委託を実施)

- 回収の実績を改善する観点から、回収効果は中・長期延滞債権より初期延滞債権の方が高いことなどから、初期延滞債権について重点的に回収業務の民間委託を行い、

その効果を踏まえながら、中・長期延滞債権に委託範囲を拡大していく。

- 初期延滞債権のうち、振替不能が3回程度までは、返還猶予、分割返還等に関する相談について機動的に対応する必要があり、機構による督促・通知においても従来相当の効果が見られることから、第三章1. に述べたとおり、機構において集中的に実施する。
- また、法的措置については、民間委託より、貸与者である機構がまず責任を持って自ら行うべきものであること、また、平成19年度より集中的に取り組み始めていることも踏まえ、機構において第三章2. の改善策をさらに推進することとする。

#### **(総合的な観点からの債権回収業者の選定)**

- なお、民間の債権回収業者の選定に当たっては、上記コンサルタント会社の調査でも指摘されたが、単に手数料の多寡のみによって判断するのではなく、小口無担保債権の回収に適した組織やノウハウを有しているかどうか、全国的に拠点を持っているかどうか等を総合的に評価することが求められる。また、必要に応じて、成功報酬型のインセンティブを付与することも考えられる。

#### **(金融機関経験者を登用)**

- 民間委託そのものではないが、金融機関のノウハウを機構業務に活用するため、機構においては、金融機関で債権回収業務の経験を有する者を機構職員に登用することに努め、戦略的かつ計画的に債権回収業務を行うことも重要である。

#### 4. 返還者がより返還しやすい仕組みの導入

##### (現 状)

- 一定の要件を満たす場合には、本人からの申請によって、返還が猶予されることとなっている（在学等を除き原則5年間まで）。
- 奨学生が死亡あるいは心身の障害により、返還不能となったときは返還を免除している。また、大学院の無利子奨学金には、特に優れた業績による返還免除制度がある。なお、現在大学院生に限られている業績優秀者の返還免除制度を学部学生等へも拡大することが望まれる旨の意見があった。
- 返還者の利便性の観点から、延滞者について平成20年度中にペイジーやコンビニエンスストアを活用した返還を可能とすることとしている。

##### (課 題)

- 延滞者に行った延滞理由調査では、延滞の理由として、低所得、無職・失業、病気療養中、在学中など、返還猶予の要件に該当する事由を挙げる者も存在している（第一章を参照）。このことから、返還猶予の要件に該当しながら、返還猶予制度を承知していないため、申請することなく延滞に陥っている者が少なからず存在していると考えられる。
- 例えば、米国では、学生本人がアクセスして、自分のローンに関して登録されている情報が正しいかどうかを調べることができる、いわゆる学生ローンデータベースシステムが整備されている。

##### (改善策)

###### (返還猶予制度の周知・改善)

- 返還猶予制度の周知徹底を図るとともに、「返還しなくてもよい」といったモラルハザードが生じないように留意しつつ、経済困窮による返還猶予に係る目安となる所得基

準の明確化を行う。これにより本人が無収入や低所得者等である場合、延滞ではなく返還猶予とし、返還猶予期間終了後の返還に向けて努めることができるようにする。

**(情報システムによる利用者サービス)**

- 情報システムを整備し、メールを活用して奨学生や返還者に情報提供できるようにしたり、返還者が自らの債務状況を電子的に照会できるようにする。なお、大規模なシステム改修を要するため、機構において検討を進めているシステムの最適化に向けた取組みに含めて実施する。

## 5. その他返還を促進するための方策

### (1) 個人信用情報機関の活用

- 返還開始後一定の時期における延滞者について、当該延滞者の情報を個人信用情報機関に提供することにより、延滞者への各種ローン等の過剰貸付を抑制し、多重債務化への移行を防止することは、教育的な観点から極めて有意義なことと考えられる。また、これにより、返還者の返還能力の確保につながる効果が期待され、機構にとっても返還促進の上で有効であると考えられる。平成18年度の延滞者に対する調査によると、延滞理由として、借入金の返済を理由とする者が25.3%に及び、低所得を理由とする者について上位を占めている。
- このため、延滞者の多重債務化防止の観点から、延滞者に限って、その情報を個人信用情報機関へ提供することとする。ただし、一般的な金融機関の利用と異なり、与信判断を目的とするものではなく、延滞者の多重債務化防止を目的とするものであることから、個人信用情報機関からの与信情報の利用は行わないこととすることが妥当である。

また、住所不明者の住所確認の一方策として、個人信用情報機関の有する住所情報の利用についても検討を行うことが考えられる。

### (2) 返還相談体制の抜本的強化

- 現在機構では、東京、名古屋、大阪に「返還相談センター」を設置し、奨学金の貸与や返還に関する相談に対応しているが、月平均で約12万件（月によって、7万件から23万件）にのぼる電話が寄せられている。督促の強化や法的措置など、機構が回収強化に努めるほど、これに対する反応としての返還相談件数も増加している。現在ナビダイヤルシステムが採用されているが、オペレーターにつながりにくい状況が常態化しており、オペレーターへ到達するまでに、半数弱の者が接続を断念している現状にある。
- 機構が返還相談について円滑に対応できない状況がこのまま継続することは、返還の契機を逸することにつながるのみならず、返還意欲を喪失させることにもなりかねない。機構では、人員強化を図るなど改善に努めているが、今後はさらに、民間のコー

ルセンターのノウハウ等を活用し、返還相談体制の抜本的強化を図ることとする。

### (3) 回収のための財源の確保

- 奨学金回収のための経費については、民間金融機関ではこのような経費は利子収入などで確保しているが、機構では毎年度、効率化係数がかかってくる運営費交付金でこれらの経費を賄っているのが現状である。こうした状況にあって、これまで指摘した奨学金返還促進に係る具体的方策を実施するためには、そのための経費を新たに措置することが必須である。

財源確保については政府において対応されるものであるが、機構においては、例えば、返還者が延滞の際に課せられる延滞金を回収のための特別の経費として充てることや、同じように返還金の一部を回収のための経費として充てるといった方策も含めて、回収のための財源の確保について、関係機関との協議を進め、実現を図ることが望まれる。

- これまで述べてきたような回収の取組みをしっかりと行い、それでも回収できなかった返還金については、一定の基準に基づいて債権償却を行うことはやむを得ないものである。そのような債権を管理し続けることは業務の効率化の支障となるものであり、民間金融機関ではこのような観点から債権の償却が進められている。直接の返還促進策ではないが、機構においても、民間金融機関の償却例を参考にしながら、この債権償却の在り方に関しても今後検討を進めることが必要と考えられる。

### (4) 回収についての目標値設定

- 奨学金の回収に係る現在の数値目標は、「新規返還者の初年度末の返還率について、中期目標期間中に、95%以上に向上させる。」と中期計画（期間：平成16～20年度）において定められている。一方、平成18年12月の見直し案では、「次期中期目標・中期計画においては、総回収率に係るものも含め現行の回収目標を上回る目標を具体的かつ定量的に設定することとする。」とされている。
- 今後、回収率に関する目標を検討するに当たっては、次の点を十分に踏まえる必要があると考える。

第一に、第一章に述べた要回収額の中には旧日本育英会時代から続いている8年以上の延滞債権のように、民間金融機関であれば償却や売却しているものが含まれている（民間金融機関では、個人向けの無担保債権で6ヶ月超の延滞債権を自らが管理しているケースは少ない）。これらの債権は初期延滞債権と異なり、回収効果が上がりにくいものであり、これらの債権を含めた全体の回収目標について、合理的な根拠を持った数値とは、はたしてどのようなものとなるのか。

第二に、上記のように、機構が保有している延滞債権の状況が、代位弁済や償却等を行う民間金融機関とは大きく異なることに加えて、民間金融機関のローンでは、資格審査の上で与信判断を行い貸与するのに対して、機構の奨学金の場合はまだ職業に就いていない学生に貸与している。このように機構の奨学金と民間金融機関のローンでは、保有している債権の特性が異なるものであること。

第三に、仮に何らかの数値を目標として掲げた場合、残りの割合についてはやむを得ないと公にすることとなり、このことは、返還を励行している者の返還意識に悪影響を与えかねないこと。

- 次期中期目標・中期計画期間中における回収に関する目標値を設定するのであれば、まず、何よりもそれが回収強化に資する目標値であるかどうかという観点に立って、上記の点を踏まえ、今回提案した返還促進策の効果をも検証しつつ、十分かつ慎重に検討することが必要であると考え。

## おわりに

以上、本会議においては、奨学金の返還促進策について、機構が早急に取り組む必要がある課題に焦点を絞ってそれらについての改善策を取りまとめた。このほか、本会議においては、次のような中長期的な課題についても意見が出されたところである。

- 住所不明者に対する追跡調査の一層の徹底のため、例えば、他の公的な本人確認制度との連携も視野に入れ検討することや、確実な回収に資するため、源泉徴収のように給与からの天引きによる納付の可能性についても検討する必要がある。
- また、イギリスやオーストラリアでは、奨学金の返還に当たって、いわゆる所得連動型（所得に連動した返済額、一定所得以下の場合の返済猶予ないし免除、源泉徴収あるいはそれに類似の徴収という三つの要素を組み合わせた制度）が導入されている。貸与を受けることに関する負担感が大きい低所得者層の進学需要を減少させない観点から、このような諸外国のスキームの導入について研究を進めることも重要である。

これらは、中長期的な課題であるとともに、機構のみでは実現が困難な課題でもある。今回取りまとめた改善策に加え、より一層の返還促進を図るため、文部科学省を始め関係機関が連携・協力して、さらなる方策を検討し、その実現を図ることを強く期待する。

# 報告書の概要

# 「奨学金の返還促進に関する有識者会議」報告書の主なポイント

## 背景

民間有識者を含めた検討体制の下で、**奨学金の効果的な回収方策等について検討**

(『独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について』における指摘事項を踏まえた見直し案  
「独立行政法人整理合理化計画」指摘)

→学校関係者、学識経験者、金融関係者、法曹関係者等による有識者会議を設置し検討。

## 奨学金貸与事業の現状

- ◆高等教育機関への進学率の向上、学費の増大等を背景にした**貸与人員・金額の拡大**及びこれに伴う**要回収額の増大**
- ◆回収促進を図るに当たっては、**延滞理由等返還者の状況を踏まえた方策を講じることが重要**

## 主な改善方策

貸与時の取扱いに関する改善・見直し

○保証機能の向上のための方策(人的保証と機関保証)

- ・**返還誓約書の提出時期を採用時に早期化**
- ・**機関保証制度について積極的な周知・奨励**

○学校との連携強化のための方策

- ・**学校別内示数の算定において延滞率の比重を高める**
- ・**延滞率の改善が進まない学校名の公表を検討**

○その他貸与時における方策

- ◇**適格認定の厳格な実施**
- ・**停止、廃止等の措置の厳格な実施**
- ・**適格認定時における自己の奨学金情報の確認**
- ◇**リレー口座加入の徹底**
- ・**リレー口座加入時期を早期化**

返還促進のための具体的方策

○延滞状況を早期解決するための取組み

- ・**早期における督促の集中的実施**
- ・**住所調査の更なる徹底**
- ・**延滞理由の調査を拡大**

○法的措置の徹底

- ・**法的措置の早期化及び延滞者全員に対する法的措置の原則実施**
- ・**延滞者等に対し法的措置について早期に周知**

○民間の債権回収業者への業務委託

- ・**回収効果の見込める初期延滞債権について民間委託を実施**

○返還者がより返還しやすい仕組みの導入

- ・**返還猶予制度の周知・改善**
- ・**情報システムによる利用者サービス**

○その他返還を促進するための方策

- ・**個人信用情報機関の活用**
- ・**返還相談体制の抜本的強化**

○住所調査のための公的な本人確認制度との連携や、源泉徴収のような給与からの天引きによる納付の可能性等については、中長期的課題として関係機関が協力して検討。

## 日本学生支援機構の奨学金返還促進策について（報告書の概要）

- 「『独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について』における指摘事項を踏まえた見直し案」、「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、奨学金の効果的な回収方策等について検討。

### 奨学金貸与事業の現状

- ★ 高等教育機関への進学率の向上、学費の増大等を背景にした貸与人員・金額の拡大、及びこれに伴う要回収額の増大
- ★ 回収促進を図るに当たっては、延滞理由等返還者の状況を踏まえた方策を講じることが重要

### 貸与時の取扱いに関する改善・見直し

#### 1. 保証機能の向上のための方策（人的保証と機関保証）

##### ○ 返還誓約書の提出時期を採用時に早期化

貸与終了時に求めている返還誓約書を採用時に確実に提出させるとともに、これに併せて保証人についても採用時に選任。

##### ○ 機関保証制度についての積極的な周知・奨励

機関保証制度について、大学等学校の協力を得つつ、より積極的に周知・奨励。

#### 2. 学校との連携強化のための方策

##### ○ 返還方策について学校に対し積極的な広報・周知

大学等学校の教員や奨学金担当者に、奨学金の返還・回収について分かりやすい資料を作成し、周知。

##### ○ 返還猶予に係る在学届提出の徹底

大学等学校の協力を得て、学生に対して、在学中は在学届の提出により返還が猶予されることについて周知徹底を図るとともに、確実に手続きを行うよう促す。

##### ○ 学校別内示数に関する延滞率の比重を高める

奨学生採用の際の学校別内示数算定に係る延滞率の比重（現在 10%）を、大学等学校に返還促進に向けた取組みに関するインセンティブ付与の観点から高める。

##### ○ 延滞率の改善が進まない学校名の公表を検討

延滞率が高く、かつ、一定の猶予期間においても延滞率の改善が進まない学校名を公表することについて検討。

#### 3. その他貸与時における方策

##### （1）適格認定の厳格な実施

##### ○ 停止、廃止等の措置の厳格な実施

学業成績や経済状況等を踏まえた奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に依頼するとともに、停止、廃止等の措置を厳格に実施。

##### ○ 適格認定時における自己の奨学金情報の確認

奨学生が返還意識を明確に持つことができるよう、適格認定時に自己の奨学金情報を確認できるようにする。

##### （2）リレー口座加入の徹底

##### ○ リレー口座加入時期を早期化

リレー口座加入を一層促進させるため、リレー口座の登録時期をさらに早めて卒業年度の12月末とする。

## 1. 延滞状況を早期解決するための取組み

### ○ 早期における督促の集中的実施

人的保証選択者については、督促を早期に集中的に行うため、本人、連帯保証人及び保証人に対し、振替不能1～3回目の間に通知又は架電を効果的に実施。

機関保証加入者については、本人への架電回数を増やすなど督促を強化。また、本人の連絡先を照会できるようにするための方策を検討。

### ○ 住所調査の更なる徹底

延滞者に対する住所調査を強力に推進。また、無延滞状況であっても住所が不明な者に対して住所調査を実施。

### ○ 返還開始時期の早期化

返還開始時期を現在の10月よりも早期化し、例えば夏の賞与の時期を経た7月とすることを検討。

### ○ 延滞理由の調査を拡大

サンプル数の増加により調査規模を拡大するとともに、有効回答率向上のための工夫を行い、無延滞者との比較を踏まえ、より詳細かつ緻密に把握。

## 2. 法的措置の徹底

### ○ 法的措置の早期化及び延滞者全員に対する法的措置の原則実施

法的措置に移行する時期の早期化を図り、延滞9月以上の者を（従来は1年以上）法的措置の対象とし、再三の督促にかかわらず返還を行わない者に対しては、原則としてすべて法的措置を講ずる。

### ○ 訴訟提起も可能となるよう制度改正

悪質な者など債務者の状況によっては、支払督促申立を介さず、直ちに訴訟が提起できるよう制度改正。

### ○ 延滞者等に対し法的措置について早期に周知

延滞が続く場合には、法的措置が講ぜられることについて、法的措置に移行する前から、本人、連帯保証人・保証人それぞれに強く周知。

## 3. 民間の債権回収業者への業務委託

### ○ 回収効果の見込める初期延滞債権について民間委託を実施

回収効果は初期延滞債権の方がより高いこと等を踏まえ、初期延滞債権について重点的に回収業務の民間委託を行い、その効果を踏まえ、中・長期延滞債権に委託範囲を拡大。

### ○ 総合的な観点からの債権回収業者の選定

民間の債権回収業者の選定に当たっては、単に手数料の多寡のみではなく、小口無担保債権の回収に適した組織やノウハウを有しているかどうか、全国的に拠点の有しているかどうか等を総合的に評価。

### ○ 金融機関経験者を登用

機構職員に金融機関で債権回収業務の経験を有する者を登用し、戦略的かつ計画的に債権回収業務を実施。

## 4. 返還者がより返還しやすい仕組みの導入

### ○ 返還猶予制度の周知・改善

返還猶予制度の周知徹底を図るとともに、経済困窮による返還猶予に係る目安となる所得基準を明確化。

### ○ 情報システムによる利用者サービス

メールを活用して奨学生や返還者に情報提供できるようにしたり、返還者が自らの債務状況を電子的に照会できるように情報システムを整備。

## 5. その他返還を促進するための方策

### (1) 個人信用情報機関の活用

- 延滞者の多重債務化防止の観点から、延滞者に限って、その情報を個人信用情報機関へ提供。

### (2) 返還相談体制の抜本的強化

- 返還意欲のある者が、返還の契機を逸することなく、またその意欲を喪失させないよう、民間のコールセンターのノウハウ等を活用し、返還相談体制を抜本的に強化。

### (3) 回収のための財源の確保

- 奨学金返還促進に係る具体的方策を実施するためには、そのための経費を新たに措置することが必須。回収のための財源の確保について、関係機関との協議を進め、実現を図ることが望まれる。
- 回収の具体的方策の取組みをしっかりと行い、それでも回収できなかった返還金については、民間金融機関の償却例を参考にしながら債権償却の在り方についても今後検討を進めることが必要。

### (4) 回収についての目標値設定

- 回収についての目標値を設定するのであれば、機構の奨学金と民間金融機関のローンでは債権の特性が異なること等を踏まえ、回収強化に資する目標値であるかどうかという観点に立って、返還促進策の効果をも検証しつつ、十分かつ慎重に検討することが必要。

- ★ 住所調査のための公的な本人確認制度との連携や、源泉徴収のような給与からの天引きによる納付の可能性等については、中長期的課題として関係機関が協力して検討。

# 参 考 资 料

## 【参考資料目次】

1. 奨学金貸与事業に関する法令 .....	29
2. 奨学金の種類 .....	30
3. 貸与月額と貸与期間 .....	31
4. 奨学金貸与事業予算 .....	32
5. 奨学金申込の流れ .....	33
6. 採用から貸与終了までの流れ .....	34
7. 機関保証制度の概要 .....	35
8. 奨学金の返還金回収の流れ .....	36
9. 返還金回収状況 .....	37
10. 新規返還者の初年度末返還率 .....	38
11. リレー口座加入率 .....	39
12. リスク管理債権の状況 .....	40
13. 奨学金の返還促進に関する有識者会議設置要綱 .....	41
14. 奨学金の返還促進に関する有識者会議 委員名簿 .....	42
15. 奨学金の返還促進に関する有識者会議 審議経過 .....	43

## 奨学金貸与事業に関する法令

### ◆ 日本国憲法、教育基本法及び独立行政法人日本学生支援機構法

#### ○ 日本国憲法 第26条（第1項）

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

#### ○ 教育基本法 第4条

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2. 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3. 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

#### ○ 独立行政法人日本学生支援機構法 第3条

独立行政法人日本学生支援機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

## 奨 学 金 の 種 類

区 分	第一種奨学金（無利息）	第二種奨学金（利息付）
対象学種	大学・短大、高専、大学院、専修学校専門課程 ※高校、専修学校高等課程は、平成 17 年度入学者から順次都道府県へ移管	大学・短大、高専（4・5年生）、大学院、専修学校専門課程
貸与月額	定額 ※私大・自宅外通学の場合、6.4 万円	学生が選択 ※大学の場合、3、5、8、10、12 万円から選択
貸与基準	学力	①高校校績が 3.5 以上 ②大学成績が学部内において上位 1/3 以上
	家計	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③勉学意欲のある学生
	家計	998 万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合
		1,344 万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合
返還方法	卒業後 20 年以内	卒業後 20 年以内の元利均等返還
返還利率・返還利息	—	上限金利 3%（在学中は無利息） 平成 19 年度採用者から利率固定と利率見直方式の選択制導入

## 貸与月額と貸与期間

### ◆ 第一種奨学金

第一種奨学金の貸与月額は、学種・設置者・入学年度等によって異なる。

区 分	貸与月額(単位:円)				貸 与 期 間					
	国公立		私 立		貸 与 始 期			貸 与 終 期		
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	予約	在学	緊急	予約・在学	緊急	
大 学	45,000	51,000	54,000	64,000	4月	7月	4月からを 限度に家 計急変事 由の発生 月以降で 奨学生が 希望する 月	卒業・修 了予定年 月まで	事由発生 の年度末 3月ただ し、家計急 変事由の 発生月が 5月以降 の場合は 翌年度末 まで継続 可能	
短 期 大 学	45,000	51,000	53,000	60,000	4月	7月				
高 専	1~3年次	21,000	22,500	32,000	35,000	4月				4月
	4・5年次	44,000	50,000	52,000	59,000					4月
専修学校専門課程	45,000	51,000	53,000	60,000	4月	7月				
大 学 院	修士課程	88,000			4月	4月				
	専門職大学院	88,000			4月	4月				
	博士後期課程	122,000			4月	4月				
大学通信教育 夏季・冬季スクー リング	88,000			一面接授業期間						

### ◆ 第二種奨学金

第二種奨学金は、奨学生が希望する月額を選択する。

区 分	貸与月額	貸 与 期 間			
		貸 与 始 期			貸 与 終 期
		予約	在学	応急	予約・在学・応急
高等専門学校・ 大学・短期大学・ 専修学校専門課 程	3万円・5万円・8万円・10万 円・12万円から奨学生が希 望する額を選択 (注)	4月	4月~9 月の間 で奨学 生が希 望する 月	4月~3月 の間で奨 学生が希 望する月	卒業・修了予定年 月まで
大学院	5万円・8万円・10万円・13万 円・15万円から奨学生が希 望する額を選択 (注)	4月	4月	4月	

(注) 上記貸与月額の外に、私立大学の医学・歯学を履修する課程に在学するものについては16万円を、薬学・獣医学を履修する課程に在学する者については14万円を、法科大学院の法学を履修する課程に在学する者については19万円又は22万円の貸与月額を選択することができる。

## 奨学金貸与事業予算

### (1) 予算額

(単位:億円)

区 分		平成19年度予算	平成20年度予算	比較増△減	
事業費合計 (A+D)		8,503	9,305	801	
第一種奨学金 (無利息)	事業費総額 (A)	2,777	2,793	16	
	財源	政府貸付金 (B)	747	745	△ 2
		返還金充当額	1,742	1,756	15
		高等学校等奨学金事業交付金 (C)	288	291	3
		( B ) + ( C )	1,035	1,036	1
第二種奨学金 (利息付)	事業費総額 (D)	5,727	6,512	786	
	財源	財政融資資金	3,832	4,541	709
		財投機関債	1,170	1,170	0
		返還金充当額等	725	801	77
	[ 利子補給金 ] (E)	[ 169 ]	[ 238 ]	[ 69 ]	
返還免除等補助金 (F)	20	35	15		
一般会計負担額 (B+C+E+F)	1,224	1,309	85		

### (2) 予算人員

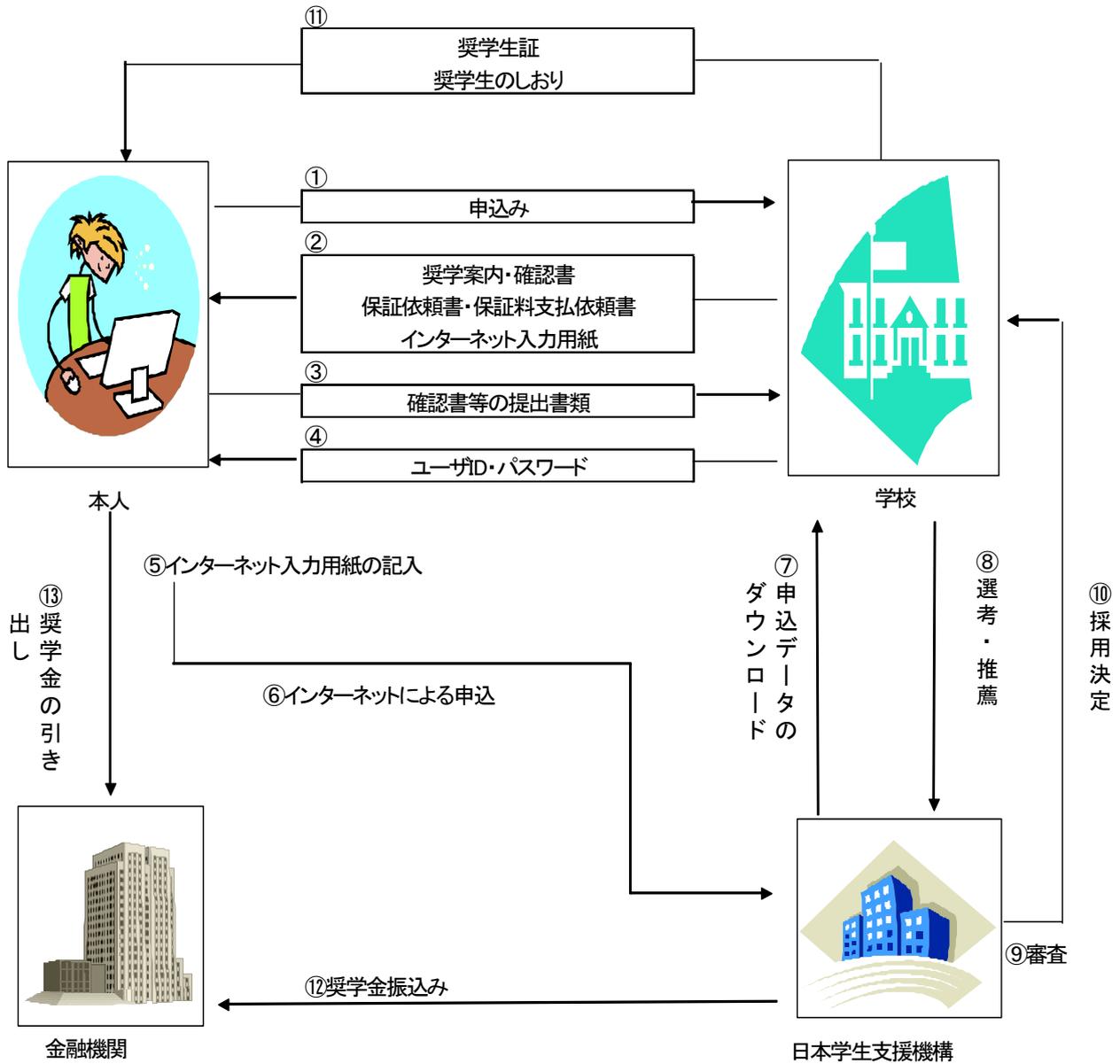
(単位:万人)

区 分	19年度	20年度	増減
計	114.3	121.8	7.5
第一種奨学金	46.7	46.8	0.1
第二種奨学金	67.6	75.0	7.4

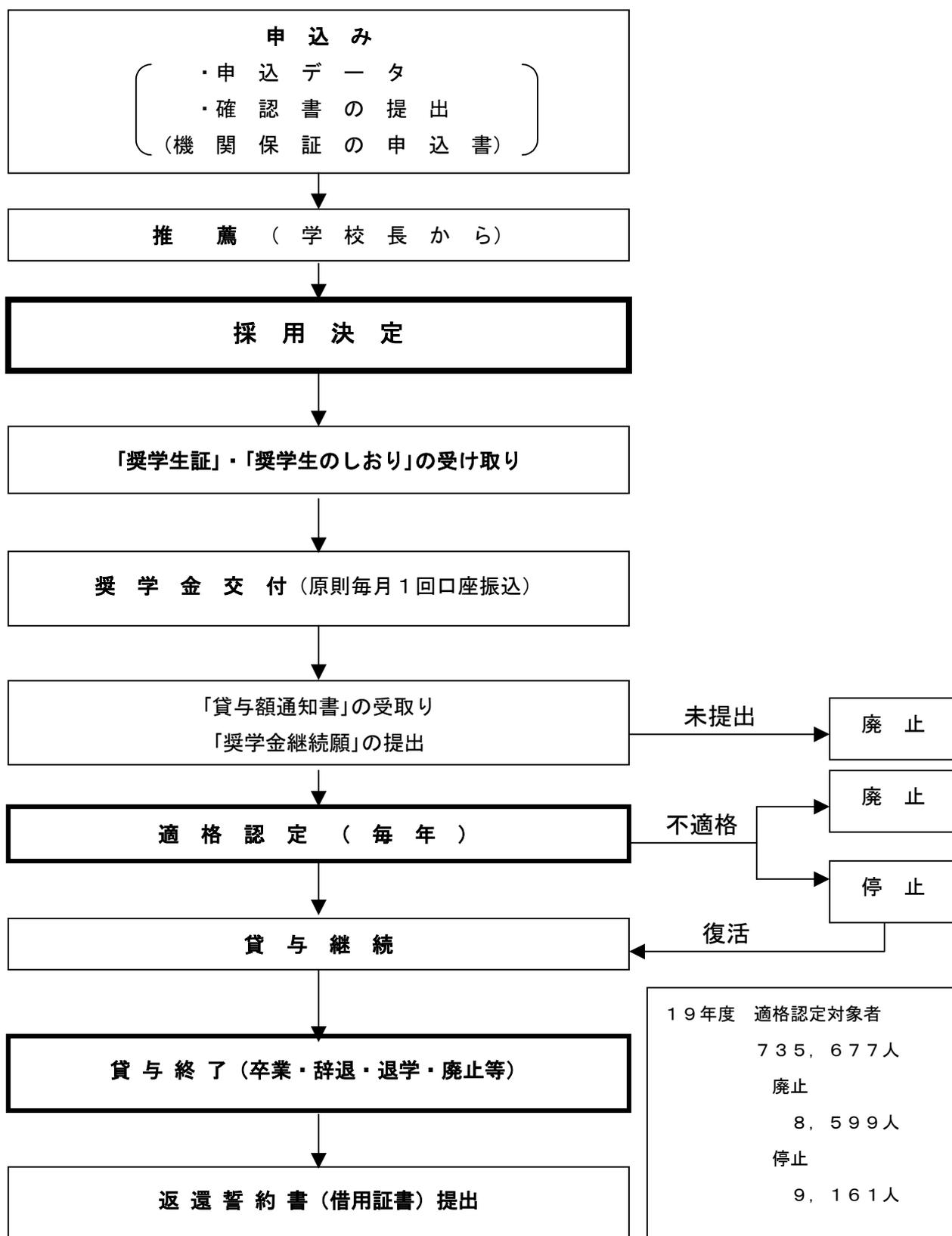
(注1) 予算額・予算人員のうち、第一種奨学金については平成17年度から各都道府県に事業移管された高等学校及び専修学校高等課程の奨学金(平成20年度12.6万人)を含む。

(注2) 合計は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

# 奨学金申込の流れ

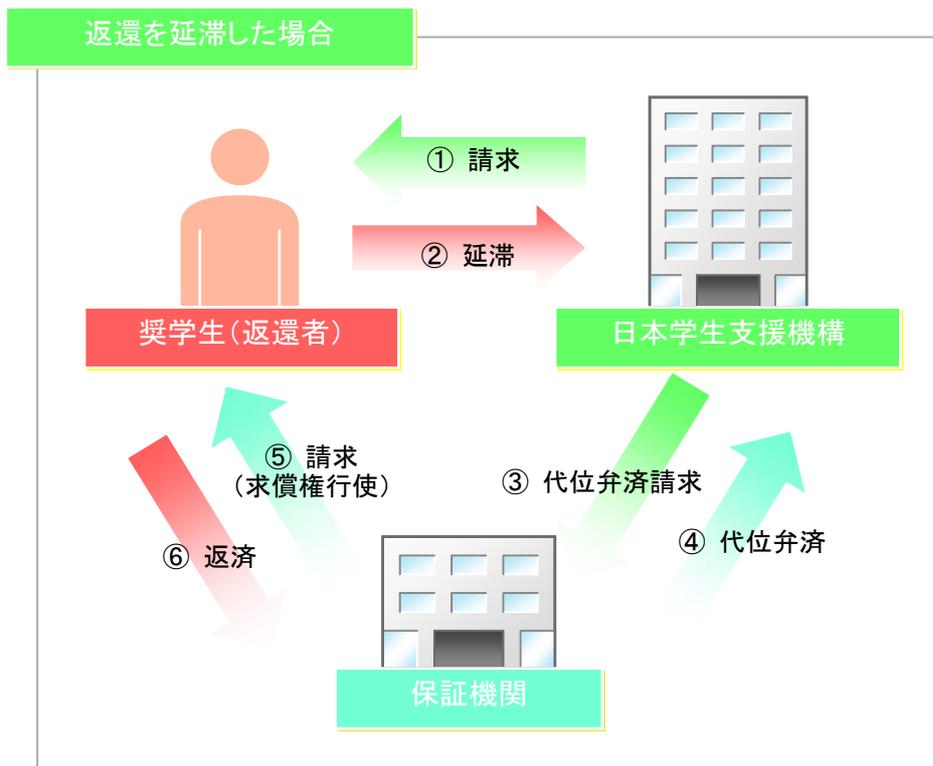


## 採用から貸与終了までの流れ



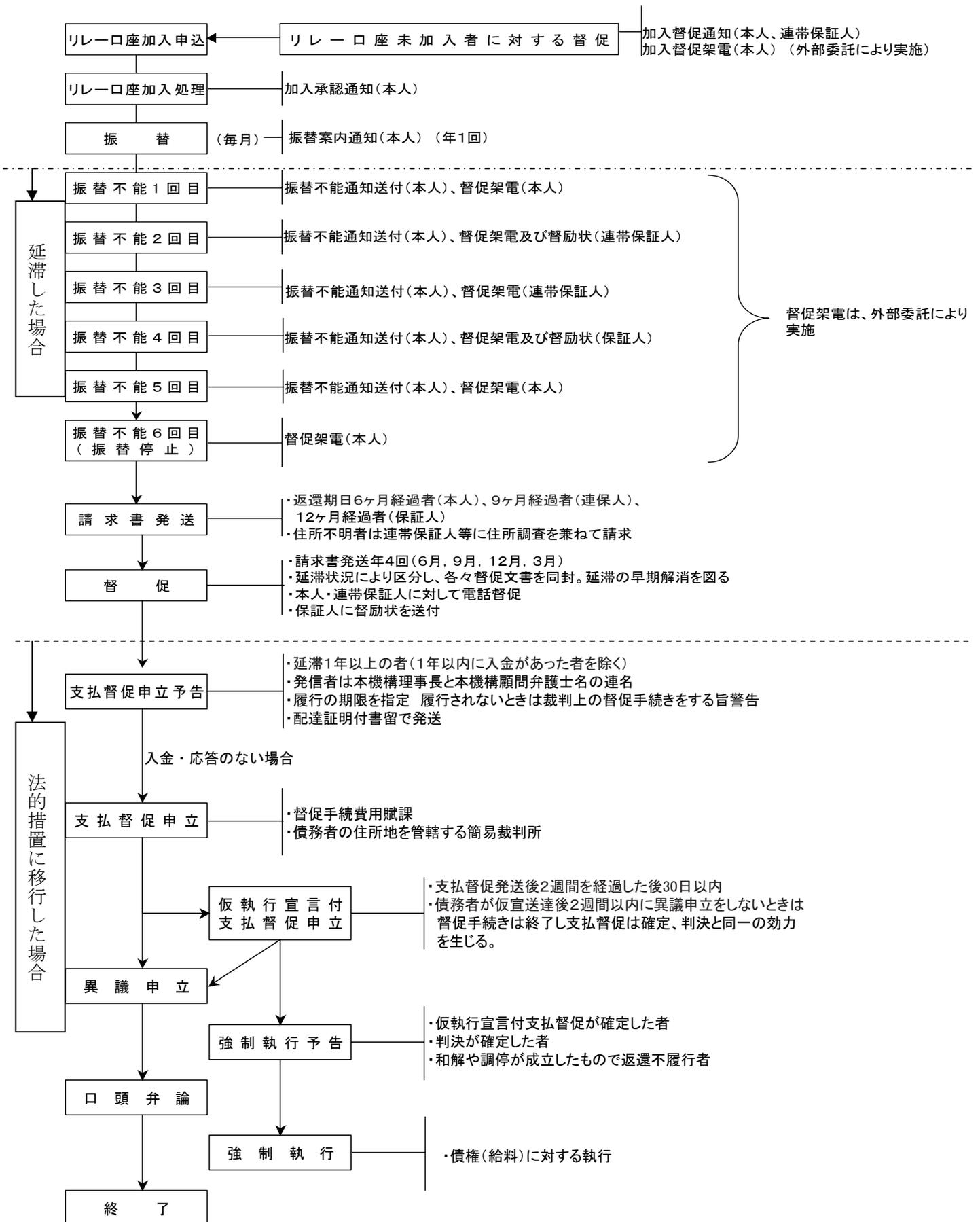
## 機関保証制度の概要

- 学生等の自立を支援する観点から、それまでの連帯保証人及び保証人の人的保証制度に加えて、機関保証制度が導入された。これにより、平成16年度新規奨学生から人的保証と機関保証のいずれかを選択できるようになった。
- 機関保証業務は、財団法人日本国際教育支援協会が行っている。



- 奨学生(返還者)が指定された期日までに返還できなくなってから、一定期間経過後、保証機関から奨学生(返還者)に代わって本機構に残った奨学金の額を、一括返済をする。(代位弁済)
  - 保証機関が返済した後は、保証機関より奨学生(返還者)に、その分の返済の請求を行う。(求償権行使)
- 新規に奨学生となった者に対する機関保証制度への加入率は平成18年度実績で28.9%、また平成19年度実績で35.1%となっている。

# 奨学金の返還金回収の流れ



## 返 還 金 回 収 状 況

(単位:億円)

区 分		平成16年度末			平成17年度末			平成18年度末			平成19年度末		
		要返還額	返還額	返還率									
第一種奨学金	当年度 期日到来分	1,283	1,183	92.2%	1,340	1,245	92.9%	1,395	1,301	93.2%	1,464	1,371	93.6%
	延滞分	356	47	13.3%	395	52	13.1%	420	51	12.1%	441	55	12.6%
	小計	1,639	1,231	75.1%	1,735	1,296	74.7%	1,815	1,351	74.5%	1,906	1,427	74.9%
	繰上分	-	300	-	-	304	-	-	281	-	-	280	-
	合計	1,639	1,531	-	1,735	1,600	-	1,815	1,632	-	1,906	1,706	-
第二種奨学金	当年度 期日到来分	588	545	92.7%	748	698	93.2%	927	866	93.5%	1,132	1,061	93.7%
	延滞分	69	14	20.0%	93	19	20.8%	113	23	20.1%	137	27	19.7%
	小計	658	559	85.0%	841	717	85.3%	1,039	889	85.5%	1,269	1,088	85.7%
	繰上分	-	248	-	-	331	-	-	363	-	-	412	-
	合計	658	806	-	841	1,048	-	1,039	1,252	-	1,269	1,500	-
合 計	当年度 期日到来分	1,871	1,729	92.4%	2,088	1,942	93.0%	2,322	2,167	93.3%	2,596	2,432	93.7%
	延滞分	425	61	14.4%	487	71	14.6%	533	74	13.8%	578	82	14.2%
	小計	2,297	1,790	77.9%	2,575	2,013	78.2%	2,855	2,240	78.5%	3,175	2,515	79.2%
	繰上分	-	548	-	-	635	-	-	644	-	-	692	-
	合計	2,297	2,338	-	2,575	2,648	-	2,855	2,884	-	3,175	3,206	-

(注1) 繰上分とは、返還期日未到来の割賦金のうち、返還された額。

(注2) 金額は四捨五入しているため、計欄の計数は、集計した計数と必ずしも一致しない。

## 新規返還者の初年度末返還率

(単位：%)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
第一種奨学金	92.2	93.8	94.5	94.3	95.8
第二種奨学金	92.2	93.0	93.4	93.4	94.0
合 計	92.2	93.4	93.8	93.7	94.7

(注) 中期計画 (平成 16 年度～平成 20 年度) 目標値 95%以上

## リレー口座加入率

(単位:%)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
新規返還開始者	91.9	94.5	95.4	95.3	96.2
総 合	75.2	77.9	81.6	84.3	86.5

(注) 中期計画 (平成 16 年度～平成 20 年度) 新規返還開始者 95%以上、総合 80%以上

## リスク管理債権の状況

### リスク管理債権の状況

(第一種)

(単位：百万円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
年度末要返還債権 (a)	1,287,294	1,352,098	1,400,699	1,445,224	1,527,592
期末貸与金残高 (b)	2,015,103	2,103,433	2,188,232	2,257,376	2,307,329
年度末 3 月以上延滞債権 (c)	108,263	114,140	110,401	113,738	113,880
c/a	8.4%	8.4%	7.9%	7.9%	7.5%
c/b	5.4%	5.4%	5.0%	5.0%	4.9%

(第二種)

(単位：百万円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
年度末要返還債権 (a)	692,082	904,711	1,126,779	1,405,026	1,707,806
期末貸与金残高 (b)	1,366,095	1,696,242	2,063,593	2,466,898	2,893,661
年度末 3 月以上延滞債権 (c)	48,113	64,605	76,008	93,654	111,375
c/a	7.0%	7.1%	6.7%	6.7%	6.5%
c/b	3.5%	3.8%	3.7%	3.8%	3.8%

(総合)

(単位：百万円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
年度末要返還債権 (a)	1,979,376	2,256,810	2,527,478	2,850,250	3,235,399
期末貸与金残高 (b)	3,381,198	3,799,675	4,251,825	4,724,274	5,200,989
年度末 3 月以上延滞債権 (c)	156,376	178,745	186,409	207,392	225,255
c/a	7.9%	7.9%	7.4%	7.3%	7.0%
c/b	4.6%	4.7%	4.4%	4.4%	4.3%

(注 1) 中期計画 (平成 16 年度～平成 20 年度) 第一種奨学金 8.5%以下、第二種奨学金 8.0%以下

(注 2) 合計は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

## 奨学金の返還促進に関する有識者会議設置要綱

平成19年10月3日

理事長 裁定

### (目的及び設置)

第1条 『「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案』(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)を踏まえ、次期中期目標・中期計画を見据えた奨学金回収強化策及び関連事項について検討を行うため、奨学金の返還促進に関する有識者会議(以下、「会議」という。)を設置する。

### (組織及び任期)

第2条 委員は、奨学金貸与事業に関して識見を有する学校関係者、学識経験者、金融関係者、法曹関係者等の中から、理事長が委嘱する。

2 委員の任期は、平成20年度末までとする。

### (審議事項)

第3条 会議は次の事項について審議する。

- (1) 延滞状況の原因分析を踏まえ、奨学金の回収強化のための効果的な回収方策の検討・策定(民間委託の望ましいあり方を含む)
- (2) 回収目標の検討・策定
- (3) その他、次期中期目標・中期計画期間中に取り組む回収方策についての検討

### (運営)

第4条 座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会議を主宰する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

### (議事録の公開)

第5条 会議は、会議の議事録を公開するものとする。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、奨学事業部奨学事業計画課の協力を得つつ、政策企画部総合計画課が処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年10月3日から施行する。

## 奨学金の返還促進に関する有識者会議

### 委員名簿

いちこ 市古	なつお 夏生	お茶の水女子大学教授（座長）
かやま 加山	かつとし 勝俊	社団法人しんきん保証基金常務理事
くろくず 黒葛	ひろゆき 裕之	関西大学教授
こばやし 小林	まさゆき 雅之	東京大学教授
さいとう 斉藤	てつお 鉄生	早稲田大学学生部奨学課長
しらい 白井	じゅんいち 淳一	信金ギャランティ株式会社代表取締役社長
そうの 宗野	えいじ 恵治	弁護士
はまなか 濱中	よしたか 義隆	独立行政法人大学評価・学位授与機構准教授
ふじむら 藤村	ただし 直	三井住友銀行融資管理部長

(50音順・敬称略)

奨学金の返還促進に関する有識者会議 審議経過

日 程	内 容
<p>第1回 10月12日（金）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 奨学金回収の現状と課題について</li> <li>○ 今後の検討課題について</li> </ul>
<p>第2回 11月15日（木）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 奨学金の返還促進方策について</li> </ul>
<p>第3回 12月5日（水）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 奨学金の返還促進方策について</li> </ul>
<p>第4回 1月30日（水）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 奨学金の返還促進方策について</li> </ul>
<p>第5回 3月6日（木）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 奨学金の返還促進方策について</li> </ul>
<p>第6回 4月10日（木）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 奨学金の返還促進方策について</li> </ul>